

吹田市立勤労者会館条例施行規則の一部改正骨子案

1 趣旨及び概要

吹田市立勤労者会館の施設の維持管理や貸室業務については、指定管理者制度による運営を行い、民間のノウハウを活かしながら、市民サービスの向上に努めてまいりました。

さらに利用者の利便性を図るため、貸室予約について、従来の独自の貸室予約システムから、吹田市の複数の施設で共通の公共施設ウェブ予約システム（以下「ウェブ予約システム」という。）に移行するに当たり、本規則の一部改正を行うものです。

2 改正内容

ウェブ予約システムによる施設の申込み期間を、次のとおりとします。

ア 勤労者団体の使用に係る抽選申込み

使用しようとする日の7月前の日の属する月の25日から末日まで

イ 勤労者団体又は勤労者の使用に係る先着申込み

使用しようとする日の6月前の日の属する月の2日の正午（1月の場合は、5日の正午）から使用しようとする日の当日まで

ウ 勤労者団体及び勤労者以外の者の使用に係る先着申込み

使用しようとする日の3月前の日の属する月の1日の正午（1月の場合は、4日の正午）から使用しようとする日の当日まで

3 施行予定

令和5年（2023年）3月中の施行を予定しています。